

7-2 落札後の手続（自動車）

自動車を落札された方は、以下の手順で手続を進めてください。

●執行機関連絡先へ電話連絡

1.開札後、各執行機関が落札者（最高価申込者）へ、物件の売却区分番号、整理番号、執行機関連絡先などをメールでお知らせします。このメールは必ず執行機関に受信情報が届くように開いてください。

メールは開札日に送信します。入札されたログイン ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました。」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で執行機関連絡先を確認しお電話にてご連絡ください。

2.メールに記載された執行機関連絡先に速やかに電話してください。執行機関職員に、売却区分番号、整理番号、住所、氏名、日中の連絡先などを連絡してください。

なお、受付時間は平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までです。

3.買受人（最高価格申込者）本人以外（代理人）が買受代金の納付及び物件の引き取りを行う場合

※「代理人が落札後の手続を行う場合」をご覧ください。

●買受代金などの納付

1.納付していただく金額（買受代金）

買受代金：落札価額－公売保証金額

2.買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を執行機関が確認できることが必要です。

3.買受代金納付期限は、執行機関から送信するメールもしくは公売物件詳細画面でご確認ください。

4.買受代金の納付方法は以下のとおりです。

1.銀行振込

- ・執行機関から送信するメールで振込口座をお知らせします。
- ・振込手数料は、買受人の負担となります。
- ・類似の口座名にご注意ください。

2.現金書留の送付

- ・現金書留の郵送料等は買受人の負担となります。
- ・現金書留の損害要償額は 50 万円までです。

3.現金又は銀行振出小切手の直接持参

- ・小切手は、電子交換所に加入する銀行が振り出したもので、かつ振出日から起算して 8 日を経過していないものに限りです。
- ・受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までです。

5.買受人となった場合、代金納付期限までに買受代金を一括にて納付してください。代金納

付期限までに執行機関が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

6.買受人本人以外（代理人）が買受代金の納付及び物件の引取りを行う場合

※「代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

●必要書類の提出

1.以下の書類を執行機関に提出してください。

注：必要書類の提出先は、開札後に各執行機関が落札者（最高価申込者）へ送信するメールにてご確認ください。

1.執行機関が落札者(最高価申込者)へ送信したメールをプリントアウトしたもの

2.買受人が個人の場合、公的機関が発行した住所証明書(住民票等)

3.買受人が法人の場合、法人の商業登記簿謄本等

4.所有権移転登録請求書（自動車用）

5.自動車保管場所証明書

6.移転登録等申請書（第1号様式（OCRシート））

※車検切れ登録自動車の場合は別途（第3号様式の2（OCRシート））

7.自動車検査登録印紙（500円）を貼付した手数料納付書

※車検切れ登録自動車の場合は別途 350円

8.買受人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のものに限ります。）

9.郵便切手 1500円程度。ただし、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が九州運輸局長崎運輸支局以外の場合のみ

2.必要書類は、郵送（郵送料は買受人の負担）もしくは直接執行機関に持参してください。

3.買受人本人以外（代理人）が買受代金の納付及び物件の引取りを行う場合

※「代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

●公売物件の引き取り・登録移転

1.執行機関の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。

2.執行機関は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続（移転登録等の嘱託）を行います。

3.買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が九州運輸局長崎運輸支局以外の場合は、差押抹消登録・移転登録等の嘱託は郵送にて行います。

4.買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、買受人ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

5.売却決定（開札日の7日後）後、執行機関が買受代金の納付確認をした後に引取りが可能

となります。

6.買受代金納付期限の翌日以降に引き取る場合は、「保管依頼書」をご提出ください。また、この場合別途保管料を負担していただくことがあります。

7.引渡場所は、原則、物件詳細画面の「引渡時保管場所」となります。

8.詳細は、落札後にいただく電話等で説明します。

●代理人が落札後に手続きを行う場合

買受人本人が買受代金の納付等の手続きができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類をご提出ください。

1.委任状（双方の実印が押印されていることが必要）

2.買受人本人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のものに限ります。）

3.代理人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のものに限ります。）

4.代理人が執行機関に直接持参する場合は、代理人の免許証など本人確認書面等

注：買受人が法人で、その法人の従業員の方が、買受代金の納付又は引き取りなどを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。